

1895年オーストリア民事訴訟法成立の背景

—自由主義的訴訟法典編纂の試みと挫折—

上 田 理恵子

1. 日本民事訴訟法の沿革とオーストリア民事訴訟法との関わり

1990年（平成2年）7月に始まる約六年間の改正作業を経て、この1996年6月26日に新民事訴訟法は公布を迎え^①、1998年（平成10年）1月1日から施行されることとなった。

今回の改正は民事訴訟手続きを国民に利用しやすく、分かりやすいものにすることを目標とし、「大正15年改正以来のいわば実質的新法といってよい抜本改正」^②といわれる。

我が国における最初の近代的な民事訴訟法典は、1890年（明治23年）法律第29号として成立した。起草者は、元プロイセン参事官であったテヒョウ（Hermann Techow, ?—1909）である^③。この法典は「旧民事訴訟法」と呼ばれ、事実上現行法と区別されるのが通常である^④。内容的には、弁護士強制主義や当事者恒定主義の不採用等、重要な差異があるものの、ほぼ全面的にドイツ帝国民事訴訟規則（1877）に拠っていた。このため旧民事訴訟法は「ドイツ法の完全な模倣」^⑤であると評される。

訴訟法分野においても、西欧諸国で19世紀の大半を主導した時代思潮は自由主義である。その代表とされるのはフランス民事訴訟法（1806年）、ハノーヴァー訴訟法（1850年）、ドイツ帝国民事訴訟法（1877年）の三つであって、口頭主義、公開主義、自由な証拠評価（証拠の認定における自由心証主義）が基本原則として強調されていた。自由主義的訴訟法という観点からは、成立年代からみてドイツ帝国民事訴訟法がこの中でも優れて整った法典とみてよい。従って、日本は典型的な自由主義的訴訟法を受け入れたことになる。

ドイツ法継受の結果、一方では「後れてきた者の有利」の喩えの通り、日本

はいきなり当時として最も進歩的な訴訟法を手にし、それに従って近代的訴訟制度を開始することができた。その反面、当事者主義の行き過ぎによる訴訟遅延等、ドイツ法が浴びた批判は日本においても該当することとなった。このほか訴訟制度の急激な近代化に伴う当初の混乱や、実務の経験から明らかになってくる訴訟制度の欠点から、旧民事訴訟法への批判は成立当初から厳しかった。施行後四年目の明治28年、司法省に民事訴訟法調査委員会が設けられたのも、改正の要請だけは早くから生じていたためにほかならない。

現行法の成立は、旧法の施行後四十年ほど経た1926年（大正15年）における法改正に求められる。我が国における資本主義経済の急速な発展に伴う紛争の著増と性格変化に鑑みて、大正15年の民訴法改正は、前後して成立した一連の調停法とともに時代の要望に応えようとしたのであった。改正の眼目は当事者主義の制限ないし職権主義の強化にあった。その際に参考とされた諸外国の法制度のなかでも特に注目されたのが、フランツ・クライン（Franz Klein, 1854—1926）の起草により1895年に制定されたオーストリア民事訴訟法⁶⁾であった。この訴訟法が施行されたのは1898年1月1日、日本の新民事訴訟法の施行予定日から数えてちょうど百年前にあたる。

オーストリア民事訴訟法も、基本的にはドイツ帝国民事訴訟法と同様諸原則を掲げている。しかし、他の民事訴訟法が自由主義の理念にしたがって訴訟手続きの主導権を当事者に広く委ねたのにたいして、すでに訴訟を国家による福祉政策のひとつとしてとらえ、紛争の適正、迅速かつ経済的解決の観点から裁判官の指揮権を強化し、当事者主義や口頭主義の制限も是認している。このことから、この法典は「社会的法治国家の最初の民事訴訟法」⁷⁾として、先立つ諸民事訴訟法と対比され、その実績を評価されたのである⁸⁾。日本以外にも、第1次世界大戦後の旧ハプスブルク帝国内諸国の立法、ドイツ帝国民事訴訟の改正（1924年）、北歐諸国やギリシア等、後の訴訟法立法に強い影響を与えてきた⁹⁾。

2. オーストリア民事訴訟法成立に関する問題提起

1895年に民事訴訟法が制定されるまでオーストリアに通用していた訴訟法は、1781年に制定された一般裁判所法（Allgemeine Gerichtsordnung für Böhme, Mähren, Schlesien, Oesterreich ob und der Enns, Steyermark, Kärnten,

Krain, Görz, Gradiska, Triest, Tyrol und die Vorlanden) である。このほか、西ガリチア地方には1796年以来独自の裁判所法が適用されていたが、内容的にはこの一般裁判所法とほぼ同じであった。普通法訴訟にのっとったこれらの法典は、「鉄道の時代にあって郵便馬車」⁽⁴⁰⁾ のようであるとクラインをして嘆かせたものの、1世紀以上にわたりハプスブルク帝国の訴訟を支配した。

したがって、時代遅れの一般裁判所法が続いたのち、クライン起草による1895年法によって、オーストリアの民事訴訟立法は他の自由主義的訴訟法を一挙に「飛び越した」ことになる。このような民事訴訟法の発展のしかたは、他の先進ヨーロッパ諸国と比較した場合、特異な例であるとみられている⁽⁴¹⁾。

それでは、このように独特な民事訴訟法成立史が19世紀オーストリアで形成された背景には、どのような諸事情が決定的に作用したのだろうか。というのもこの間にさまざまな他の可能性があったからである。例えば商法典についてみると、1815年ウィーン会議に基づいて成立してから1866年まで存在したドイツ同盟 (Deutscher Bund)⁽⁴²⁾ 内で作成された草案が、海商法の部分を除いて全面的に採用されている。ところが、民事訴訟法では1877年のドイツ法がそのまま採用されることもなかった。また、国内でも再三試みられた改革ないし訴訟法起草はいずれも制定法に至らなかった。さらには、訴訟法典成立への推進力の問題がある。後にクラインが述べているように、訴訟法は法律家でない人々にとってあらゆる法分野の中でも最もわけのわからない、なじみのない存在であり⁽⁴³⁾、技術的な面が注目されがちである。したがって立法過程に関心をよせ、制定法化にむけて強力な推進力となりうるのは訴訟実務に携わる法律家が中心となる。中でも在野でこうした動きの担い手として筆頭に挙げられるのが弁護士である。そもそも自由主義的な諸立法過程には、往々にして弁護士層が協力していた。訴訟の口頭主義・公開主義も絶対主義に対立する民衆の自由主義運動のスローガンとして前面に押し出されてきていた。「自由な弁護士」即ち弁護士の職業としての独立と地位の向上を目指す運動もこれに結び付き、両者がともにドイツ帝国民事訴訟法成立の基礎を形成している。

本稿では、オーストリアの状況と訴訟法典に特徴的な三つの背景について考察することにした。即ち①ドイツ同盟内における統一民事訴訟法典編纂の試み。②1895年以前の国内における民事訴訟法編纂の試み、③実務法曹とりわけ弁護

士層の動きについてである。

3. ドイツ同盟内における訴訟法典編纂統一の試み

一般に、ドイツ諸邦の法制度統一ないし法典編纂化への動きは、19世紀ドイツ法制史における重要な特徴として知られる⁽⁴⁴⁾。1815年に成立したドイツ同盟は、オーストリア・プロイセン・バイエルン・ザクセン・ハノーヴァーなど35の君主国と4自由市から構成され、オーストリアが連邦議会の議長として主導権を握った⁽⁴⁵⁾。ドイツ同盟には立法権こそなかったものの⁽⁴⁶⁾、連邦委員会を通して法の導入を推薦 (empfehlen) することができた。その結果、法典編纂化の推進という点に限ってみれば、一般ドイツ商法典 (Allgemeines deutsches Handelsgesetzbuch) という一定の成果をあげている。この商法典は、1861年から1867年にかけての間にドイツ諸邦全域にわたって導入され、北ドイツ同盟成立後は連邦法として、1871年以降は1897年に商法典が成立するまでドイツ帝国法となっていた。1862年オーストリアの「一般商法典」(Allgemeines Handelsgesetzbuch) は、海商法を除いて全面的に一般ドイツ商法典を導入したものである。

ドイツ同盟内の訴訟法統一の試みは、1851年ドイツ同盟裁判所設立委員会 (Ausschuß zur Errichtung eines Bundesgerichtes beim Deutschen Bund) が設けられたときに始まる。1861年8月12日の連邦集会 (Bundesversammlung) では、この委員会の動議により、民事訴訟法典の起草が「焦眉の急を要する」ことであると確認された。商法典と同様、訴訟法典も「実生活というよりも、立法作業と学問の創造物」であるから、個別の地域的・民族的特殊性を重視する必要は少ないという理由で⁽⁴⁷⁾、統一にあたって意見の不一致はなかった。しかし、立法作業をどう進めるかという問題については、専門委員会を設置しようとした議長国のオーストリア並びに多数派と、プロイセンほか若干の構成員との間で対立があった。多数意見に基づきハノーヴァーに起草委員会が設置されてから草案が完成するまでは、従ってプロイセンの参与なく進められたこととなる。

すでにドイツ各領邦では19世紀半ばから、訴訟法典編纂が積極的に行われていた。これらは「多かれ少なかれ口頭主義・公開主義・自由心証主義を意欲的に実現しようと努められ」たものであった⁽⁴⁸⁾。これらの諸法の中にあって、ド

イツ同盟民事訴訟法の基礎とするべく認められたのは、1850年に成立したハノーヴァー民事訴訟法であった。その起草者であるレオンハルト(Adolf Leonhardt, 1815—1880)が名誉委員長を務めた起草委員会は、1866年に「ドイツ同盟一般民事訴訟規則草案」(Gesetzentwurf einer Allgemeinen Zivilprozeßordnung für die deutschen Bundesstaaten, 通称「ハノーヴァー草案」)を完成した。

皮肉なことに、1866年はまた、普墺戦争の結果ドイツ同盟が解体する年であった。ハノーヴァー草案は制定法とならず、オーストリアがドイツ諸邦と共に訴訟法典編纂に携わる公の理由は消滅する。プロイセンとオーストリアの、ないしは小ドイツ主義と大ドイツ主義の政治面における対立は、訴訟法典編纂過程にも直接的な影響を与えたことになる。

ハノーヴァー草案自体は、制定法となるにいたらなかったものの、帝国民事訴訟法の基礎となる点で依然としてその意義を失わない。また口頭主義については、フランス民事訴訟法をしのぐとしてクラインからも評価されている⁴⁹⁾。

4. オーストリア国内における自由主義的法典編纂化の動き

(4-1) 個別立法による改革

ドイツ連邦内の法典編纂活動以外にオーストリア国内でも、個別立法や勅令といったかたちで、数々の部分的な改革は試みられてきていた。例えば1845年の少額事件略式手続き法(Hofdekret über das Summarische Verfahren bei geringfügigen Streitwerten)、占有妨害に関する手続(Besitzstörungsverfahren)(1849年)、手形訴訟手続(1850年)、非訟事件に関する勅令(Außerstreitpatent, 1854年)、さらには後述するユリウス・グラザー(Julius Glaser, 1831—1885)が起草した少額事件手続法(Das Gesetz vom 27. April 1873 über das Verfahren in geringfügigen Rechtssachen)などである。これらの諸法の中には既に、口頭手続きや公開主義、裁判官の教示義務(richterliche Belehrungspflicht)が採用され、近代的な争訟の要請から導き出された諸構想がみられる。

(4-2) 1862年、1867年法案

これらの部分的な改革と並行するかたちで、1848年革命以降は、口頭主義、公開主義、自由心証主義にもとづく全面的な訴訟法典化の動きも目立つ。いずれも制定にはいたらなかったものの、1862年、67年、76年、81年と四度にわたり

民事訴訟法典が起草されている。まず、1862年の「民事訴訟法司法省報告案」(Referentenentwurf des Justizministeriums)は、作成年代からも明らかな通りドイツ同盟に提出するべく作成されたものである。特に口頭手続きに関して1850年ハノーヴァー訴訟法と一致するこの草案をクラインも、「オーストリアの必要と諸事情にふさわしい」訴訟法であると評している⁽²⁰⁾。

ドイツ同盟解散まもなく、1862年法案をハノーヴァー草案に基づいて改訂し、執行手続きの規定(796~960条)を補充した草案(Entwurf einer Zivilprozeßordnung für die nicht zur ungarischen Krone gehörenden Länder des österreichischen Kaiserstaates)が1867年12月18日に下院に提出されている。1870年3月21日にはこの法案の修正案が第三読会にかけられている。

しかし、同年における帝国議会の解散のために、この法案の制定法化も阻まれた⁽²¹⁾。

(4-3) 1876年, 1881年法案

1871年に司法大臣となった自由主義者グラザーが最初になした業績は、口頭主義・公開主義・公訴提起主義および陪審裁判を採り入れた刑事訴訟法典(1873年)の編纂である。

民事訴訟立法についてグラザーはまた、少額事件訴訟手続法によって口頭手続きの定着をはかり、続いて新たに訴訟法案を作ることを提唱する。興味深いことには、この少額手続法においてはすでに、証拠取り調べ、訴訟の進行に際して裁判官の訴訟指揮権もまた大幅に認められている。このこともあって、この法律はオーストリア民事訴訟の抜本的改革にむけて、いわば実験的役割を果たしたと評価されている⁽²²⁾。

グラザーの委託を受けたハラソウスキー(Philipp Harras Ritter v. Harrasowsky, 1833-1890)の起草による訴訟法案(Entwurf einer Zivilprozeßordnung)が、1876年2月25日に下院に提出されている。

1895年法について称賛の辞を惜しまぬ数多くの著者の中で、1876年法案の先駆性ないしこの法案がクラインに与えた影響にまで言及しているものは稀である。多くの場合、ドイツ帝国民事訴訟法の草案に倣っていることが指摘されるにとどまる⁽²³⁾。

しかし一例だけを挙げれば、1895年法によって「初めて大陸法に」⁽²⁴⁾導入された当事者尋問(Parteivennehmung)についても、少額事件手続法では1845

年、1873年の個別立法でそれぞれ実施されている⁽²⁶⁾。さらには、1876年草案およびこの草案をもとに編まれた1881年草案にもすでに当該規定が盛り込まれている。

1876年草案の口頭手続きに対してはかなりの抵抗があった。このため、口頭手続きの導入を段階的に行うことが、1879年にグラウザー自身によって提案されている⁽²⁶⁾。1876年草案が制定法化に至らなかったより決定的な要因はしかし、法案の審議が政権交代時に重なってしまったことにある。1879年にはターフェ(Taaffe)内閣の成立とともにグラウザーは司法大臣の職を退くことになった。

1881年4月28日、新たに民事訴訟法案が議会で提出された。一般裁判所法100周年の3日前のことである。この草案は、1876年法案の改訂版に保全・執行手続(Sicherungs- und Exekutionsverfahren, §§ 699-990)が付け加えられたものであったが、この草案に対する法律家層の反響はきわめて冷淡で⁽²⁷⁾、この法案も議会を通過することなく終わる。

5. 訴訟法典編纂の社会的背景—弁護士層の動きを中心として

1867年から79年にかけてはオーストリアの「自由主義の時代」(liberale Ära)と呼ばれている⁽²⁸⁾。1881年草案は別として、この時代の政治潮流に合致し、それぞれ法典としては優れていたはずの民事訴訟法案が、いずれも制定法化されずに終わった理由を検討するのが最後の課題である。

まず、当時の政治経済一般と結び付けて考えてみると、1867年の時点に限ってみれば、当時の12月憲法制定やハンガリーとの和協の過程で民事訴訟法が政治の後方へ追いやられたという事情がある。政権交代によって不成立に終わった1879年の草案についても同様の説明が可能である。1881年草案については、すでに時代遅れとなっていたと察せられる。

次に、口頭主義、公開主義及び証拠の自由な評価という諸原則が裁判実務の実情に比べて絶対視されすぎたことが指摘される⁽²⁹⁾。当時、一般裁判諸法の訴訟手続き(書面主義、非公開主義、一括審理主義、法定証拠原則)の影響は依然として根強く残っていた。個別立法では導入が実現した諸原則であったが、上級裁判所になるにつれて新訴訟法を速やかに受け入れるには、わけでも口頭主義について抵抗が大きかったと考えられる。

クラインが後に指摘するところでは、訴訟原則はそれだけでは「至福を与え

るもの」では決してなく、あくまで訴訟の迅速性と真実発見を達成するための手段にすぎない⁽³⁰⁾。ところが当時の法律家層にあっては、これら三つの訴訟原則を導入するという方針だけが先走りしていたようである。

このことと関連して注目されるのが、訴訟立法過程における実務法曹の動きである。

ドイツ帝国民事訴訟法の成立や改正には、圧力団体として法曹大会(Deutscher Juristentag)⁽³¹⁾と弁護士層の果たした役割を抜きにしては語れない。

当該大会が設立された1860年はドイツ同盟の時代であったため、オーストリアも含めての集会であったのはいうまでもない。第1回大会から統一民事訴訟法の実現は主要議事内容であった⁽³²⁾。ドイツ同盟解散後も依然としてオーストリア法曹が参加を続けているものの、ドイツ統一の圏外におかれる立場上、名誉会員化していかざるを得なかった。

1879年のオーストリア公証人新聞には、別にオーストリア法曹大会の開催を強く要求する短い記事が掲載されている。ここでは、オーストリアにおける立法活動を支援するべく新たに独自の、帝国内の「あらゆる民族」および「あらゆる分野の法曹」から構成される大会を持つことが必要であると論じられている⁽³³⁾。民事訴訟法手続きの改革は、このうちの重要課題のひとつとして明示されている。

法曹大会設立の呼びかけがどの程度作用したのか、少なくともオーストリアで民事訴訟法が成立するにあたり、名称はどうあれドイツ法曹大会のように強力かつ総合的な法曹団体が影響力を行使したとは考えにくい⁽³⁴⁾。

次に、弁護士層はどの程度民事訴訟法典編纂に向けて活動したのか。

ヨーロッパ大陸部の弁護士層の社会的影響力は19世紀に入ってから、個人の権利・自由の擁護者という旗印のもとに法廷にとどまらず、政治や立法過程の各分野において増大していったことで注目される。オーストリアも例外ではなく、1848年革命では他の先進ヨーロッパ諸国同様弁護士は指導的役割を果たしており⁽³⁵⁾、1848年から51年にかけての立法では、彼らの自由主義的、裁判制度にかかわる要求に歩み寄りがみられている。例えば1849年暫定的弁護士規則(provisorische Advokatenordnung)は弁護士の活動範囲を改善し、弁護士会を設置している。

1852年から1867年にかけての反動の時代を経た後、実際には1860年代初頭の政治変動とともに、新しい国家、州、地域政治代表機関に弁護士が大量に参与する現象が見受けられるようになる。このことは、ドイツでも同じであり、政治的自由の「成立と進歩」の前提条件をなす、独立した「自由な弁護士」をもとめる闘争がスローガンとなった。この「自由」を具体的に表しているのが以下の叙述である。「弁護士は、活動内容に関して行政府からも裁判所からも、職務の認定、業務遂行において完全に独立するべきである」⁽⁸⁶⁾。

オーストリアにおける「自由主義の時代」には、このスローガンが具体化されていく。まず1868年の弁護士規則 (Advokatenordnung)。これは、さらに数多くの法令に補強されながら弁護士の独立を明示し、弁護士をして自由で独立した職業の担い手とした。

オーストリア弁護士大会が開催されるのもこの時期である。1875年の第一回大会の後、プラハ、グラーツ、ブルノ (Brünn) で大会が開かれ、1878年の第四回大会では、弁護士自由の原則が確認されている⁽⁸⁷⁾。

弁護士職の自由化、地位の向上を目指す運動と並行して口頭主義、公開主義、自由な証拠の認定をスローガンとする自由主義的民事訴訟法の実現も弁護士大会における主要議題であったことは確かである。1878年弁護士新聞 (Österreichische Advocaten=Zeitung)の創刊号には「自由な弁護士は訴訟手続きの口頭主義と公開主義という土壌にのみ確立し、発展しうるのである」と明記され、1875年にウィーンで開かれた第1回弁護士大会でも、新訴訟法の導入が要請され、以後大会が開催されるたびに声明として確認されている。

ところが、第4回大会以降、弁護士大会は次第にその活力を失っていく。第5回大会が1880年ザルツブルクで開かれた後、第6回 (1882年ウィーン)、第7回 (1884年プラハ)、第8回 (1887年グラーツ)、第9回 (1891年ウィーン)というように、次第に開催までの期間が長くなっていくうえに、参加者も少なくなっている⁽⁸⁸⁾。

一般裁判所規則百周年に当る1881年5月1日、弁護士新聞を引き継いだ法曹新聞 (Österreichische Allgemeine Juristen=Zeitung) では、民事訴訟法案の度重なる挫折が嘆かれ、「国家基本法に約束されたごとく口頭主義、公開主義、自由な証拠の認定」を早く導入し、「法治主義の支配する、文化先進諸国と足並みを揃え」られるよう切望されるにとどまる。

以上の概観からみてとれるのは、民事訴訟立法を要求する声の大きさに比して、要求の実現にむけての積極的・具体的な活動が弁護士層に認められにくいことである。強力な圧力団体が形成されなかった事実を鑑みれば、このことはまた、弁護士層にとどまらずオーストリアの実務法曹全体についてあてはまる。

自由主義的民事訴訟立法がいずれも挫折した原因を、「オーストリアの自由主義者たちの力の入れようが不足していたから」とするウィーン大学の故ホーフマイスター教授の簡潔な指摘も⁽³⁹⁾、こうした現象と無関係ではないように考えられる。

このほか、1870年代末および80年から90年代のオーストリア弁護士が経済的不振に陥っていた事情についても指摘しておきたい。興味深いことには、人員の増加と都市部への集中といった原因のほかに、民衆が弁護士に対する不信をつのらせ、むしろ仲裁裁判所 (Schiedsgericht) に頼るようになったということである。この不信感のもとを正せば、弁護士そのものというよりも1世紀にわたって君臨する一般裁判規則にのっとりた手続きの欠陥に起因している。しかるに、民衆と政府がともに弁護士層に責任を転嫁していったという指摘がある⁽⁴⁰⁾。この反弁護士の傾向は、1895年の民事訴訟立法をめぐる政府と弁護士との対立が生ずる要因である。

19世紀末に入ると自由主義の理想化時代が過ぎ去り、立法過程においても福祉国家概念が注目される時代となる。ことにオーストリアにおいては、80年代以降国家による弱者保護をめざした社会改革が目立つ⁽⁴¹⁾。「国家の法的保護が、判決によってはじめて得られるのでなく、手続きの第一歩から保障されていなければならない」⁽⁴²⁾ とするクラインの民事訴訟法は、この時期の社会改革の一環として成立することとなる。

注)

- (1) 官報号外148号 (平成8年6月26日) 法律第109号。
- (2) 法律時報1995年12月号147頁。
- (3) すでに1883年 (明治16年)、旧刑法典の起草者ボアソナード (Gustave Emile Boissonade de Fontarabie, 1825—1910) の起草による「日本民事訴訟法財産差押草案」があり、それにあわせておそらく彼の意見にもとづいたと思われる民事訴訟法草案が作成されていた。ところが、民法典論争の影響も

あって、政府は一転して、当時最新の法典であった1877年成立のドイツ帝国民
事訴訟法典にならうことにしたのであった。

- (4) 但し、形式的には現行法の制定は明治23年である。
- (5) 染野「訴訟の進行に対する法規制の本質」323頁。部分的には、フランス法の影響もある。中村宗雄『改正民事訴訟法評釋』(1930)2頁。
- (6) 1895年に制定されたオーストリア民事訴訟に関する諸法のうち主要部分をなすのは ① Jurisdiktionsnorm(JN), ② Gesetz vom 1. 8. 1895 (RGBl. 1895/111 idF) über die Ausübung der Gerichtsbarkeit und die Zuständigkeit der Gerichtsbarkeit und die Zuständigkeit der ordentlichen Gerichte in bürgerlichen Rechtssachen, ③ Gesetz vom 1. 8. 1895 (RGBl. 1895/113 idgF) über das gerichtliche Verfahren in bürgerlichen Rechtsstreitigkeiten の三つであるが、このうち狭義の民事訴訟法 (Zivilprozessordnung) に該当するのは③である。
- (7) Peter Böhm, Die österreichischen Justizgesetze von 1895/96. In: Hofmeister (Hrsg.), Kodifikation als Mittel der Politik, Wien 1986, 63.
- (8) 新訴訟法施行後の評価, 実績については Arnold Madlé ; Die österreichische Zivilprozessordnung im Lichte der Zahlen. In: Festschrift zur Fünfzigjahrfeier der österreichischen Zivilprozessordnung, Wien 1948, 160-174. に詳しい。中村, 前掲書 5—6 頁には, 1912年の夤司法統計を引用して改正の沿革について言及。
- (9) オーストリア民事訴訟法の北欧諸国, ギリシアにおける影響についてはそれぞれ Munch = Petersen, Einfluss der österreichischen Zivilprozessordnung auf die skandinavischen Gesetzgebungen; Johannes Simantiras, Die Ideen Kleins und die Zivilprozessreform in Griechenland. In: Festschrift für Franz Klein zu seinem 60. Geburtstage, Wien 1914 に詳しい。
- (10) Franz Klein, Die neuen österreichischen Civilprozess-Gesetzentwürfe. In: ZZP 19 (1894), 2.
- (11) Gerhard Dahlmanns in Coing(Hrsg.), Handbuch der Quellen und Literatur der neueren europäischen Privatrechtsgeschichte Bd. III/2, München 1982, 8.Abschnitt (Österreich), 2732.
- (12) “Deutscher Bund” の訳語には, 「ドイツ同盟」(山田『ドイツ法律用語辞典』大学書林 1989年他) のほかに「ドイツ連邦」(村上・江川編『世界史小辞典』山川出版社1984年)あるいは「ドイツ連合」(田畑茂二郎『国際法講義 上』有信堂 1985年など)がある。
- (13) Franz Klein, Zeit- und Geistesströmungen im Prozesse. In: Franz Klein. Reden, Vorträge, Aufsätze, Briefe, 1.Bd, 1927 Dresden, 118.
- (14) H.J.Becker, Rechtseinheit. In: Adalbert Erler-Ekkhart Kaufmann

- (Hrsg.), HRG, 4., Berlin 1990, 283.
- (15) Bundesakt 10.
- (16) ドイツ連邦の性格・構成についてはHRG。その特殊な地位については Brauneder, 5.Aufl. S.90; Mitteis-Lieberich, Rechtsgeschichte, 13. Aufl., S.281に詳しい。
- (17) Adolf Wach, Handbuch, 1 Bd., 137.
- (18) Wach, Handbuch, 1 Bd., 145.
- (19) 例えば口頭主義については Klein, Mündlichkeitstypen, GZ36 (1894), 297参照。
- (20) Klein, Mündlichkeitstypen, Allgemeine österreichische Gerichtszeitung, Wien, 37 (1894), 306.
- (21) Dahlmanns (Anm.11), 2725.
- (22) Ibid, 2726.
- (23) Hans Sperl, Konrad Schneider, Otto Bähr, Rainer Sprungらが民事訴訟法雑誌 (ZZP) や法律雑誌 (Juristische Blätter) 等に掲載した雑誌論文を前提としている。
- (24) Fasching, Lehrbuch des österreichischen Zivilproceßrechts. Lehr- und Handbuch für Studium und Praxis, Wien 1984, 482.
- (25) Summarverfahren(1845) § 8, § 85; Bagatellverfahren(1873), § 53.
- (26) Glaser, Studie zu einem das mündliche Verfahren erweiternden Übergangsgesetz 1879. In: Gesammelte Schriften, Wien² 1883, 243.
- (27) Poray Ritter von Madeyski, Die Aussichten unserer Zivilproceßreform, NZ(1885), 2.
- (28) Oskar Lehner, Österreichische Verfassungs und Verwaltungsgeschichte, Wien 1992, 205.
- (29) この点につき, Leonhard, Zur Geschichte der österreichischen Justizreform vom Jahre 1898. In: FS 50 Jahre ZPO (1948), 129-131; Schoibl, Die Entwicklung des österreichischen Zivilverfahrensrechts, 1987, 48.等を参照。また, 松村「近年におけるオーストリア民事訴訟改革とその評価(1)」山形大学法政論叢創刊号 (1994年) 11—15頁, 同「裁判官の積極性とフランツ・クラインの訴訟理念」(『民事裁判の充実と促進—木川統一郎古希記念論集』(1994年) 所収) 245—246頁に詳細な記述がある。
- (30) Franz Klein, Pro futuro. Betrachtungen über Probleme der Civilproceßreform in Oesterreich, Leipzig und Wien 1891, 5.
- (31) ドイツ法曹大会は, 後のベルリン大学教授フランツ・フォン・ホルツェンドルフ (Franz von Holzendorff, 1829—1889) が, イェーリング (Rudolf von Jhering, 1818—1892), グナイスト (Rudolf von Gneist, 1816—1895) らとともに1860年ベルリンにおいて結成した。創立以来今日までほぼ2年毎に開催されている。構成員は在朝, 在野法曹から幅広く参加され, 大会での議論

は実際の司法政策へも少なからぬ影響力を及ぼす。

- (32) Verhandlungen des 1. Deutschen Juristentags, 24. このほか1871年8月25日に開催されたドイツ弁護士大会の議題には、弁護士会の設立とともに「民事訴訟法草案を鑑定する報告者の選出について」とある。
- (33) Österreichische Notariats-Zeitung 1879, 134-135.
- (34) もっとも、各分野にわたる法律家の総合的な団体というならば、1867年に法律家協会 (Wiener Juristische Gesellschaft) が設立されている。かのイエーリングの「権利のための闘争」の講演が契機となって会員数も飛躍的に増加し、順調に発展を続けて今日にいたっている。さらに会員には法学者、実務家を問わず著名な顔触れがそろい、民事訴訟法起草者や法案審議委員会の面々も加盟していたことがわかる。団体の性格としては、むしろ学術的であり、直接的に立法過程に影響力を行使するようなものではなかったと考えられる。法律家協会の歴史については Werner Ogris, 100 Jahre Wiener Juristische Gesellschaft (1867 bis 1967), JBl 91(1969)246—252参照。
- (35) Dahlmanns (Anm.11), 2721 ; Peter Wrabetz, Die Advokatur im Rechtsleben Wiens. In: 200 Jahre Rechtsleben in Wien. Historisches Museum der Stadt Wien 96. Sonderausstellung; Wien 1985, 198.
- (36) Friedrich Jacques, Die freie Advokatur und ihre legislative Organisation, Wien 1868, 3.
- (37) Friedrich Kübl, Die Geschichte der österreichischen Advokatur, Graz 1925, 124. 第1回大会からの速記議事録は法律雑誌 (Juristische Blätter) に掲載がある。
- (38) 第九回大会では、各弁護士会 (Advokatenkammer)からの代表者だけが集まっていたとされる。Kübl(Anm. 35), 127.
- (39) Herbert Hofmeister, Franz Klein (1854-1926), zur 130. Wiederkehr seines Geburtstages. In: Österreichische Richterzeitung, 1984, 201.
- (40) Kübl(Anm. 35), 127—128.
- (41) 例えば災害保険法 (Gesetz vom 28. 12. 1887 RGBl Nr.1/1888) 労働者疾病保険法 (Gesetz vom 30. 3. 1888 RGBl. Nr.33/1888), 営業規則 (Gesetz vom 15. 3. 1883 RGBl Nr 39/1883; Gesetz vom 8. 3. 1885 RGBl. Nr.22/1885), 青少年婦人労働保護に関する法律 (Gesetz vom 21. 6. 1884 RGBl. Nr. 115/1884)をはじめ各種の労働保護立法など。
- (42) Franz Klein (Anm. 13), 138.